

令和4年（2022年）4月8日

各指定管理者 様

姫路市スポーツ振興室

新型コロナウイルス感染症拡大下における公の施設に対する既納使用料の  
還付取扱いの変更について（通知）

本市のスポーツ行政にご理解・ご協力を賜り、ありがとうございます。

令和2年2月28日付市長通知に基づき、新型コロナウイルスを理由として、施設使用を中止した場合、その使用予定規模を問わず、既納の施設使用料について、全額を還付する対応をいただいているところですが、下記のとおり取り扱いが変更となりますので通知します。

記

1 対応内容

(1) 使用日が令和4年6月7日までのもの

姫路市体育施設条例第10条及び姫路市体育施設条例施行規則第11条第1項第1号を適用し、全額を還付する。

(2) 使用日が令和4年6月8日以降のもの

緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置の発令期間以外にあっては、新型コロナウイルス感染拡大防止を理由とした使用中止に伴う全額還付は行わない。（通常の自己都合による還付対応と同様に、姫路市体育施設条例施行規則第11条第1項第2号アに基づき還付を行う。）

2 対応開始日

令和4年4月8日（金）から

3 対応依頼事項

- (1) 令和4年4月8日から受付を行う使用申請について、個別に説明を行うとともに、申請窓口をはじめとした施設内への掲示など利用者に周知徹底する。
- (2) 市主催・共催・後援等により既に受付が完了しているものについて、申請者に連絡の上、説明を行う。